

2024年9月2日

法制審議会民法(成年後見等関係)部会第6回会議資料

成年後見制度の見直しに対するDPIの意見

DPI日本会議 崔 栄繁
(さいたかのり)

DPI日本会議の紹介

- DPIとは (Disabled Peoples' International)
 - 日本語訳は「障害者インターナショナル」:
障害当事者の団体。障害種別をこえた当事者団体の結集体。1981年に結成。
 - 国際NGO。世界本部はフランスに設置準備中、120か国に国内組織。「完全参加と平等」
- DPI日本会議は、1986年に設立。身体・知的・精神障害者が障害種別を超え障害当事者中心に活動。全国90団体のネットワーク
 - 国連経済社会理事会の特別諮問資格 (special consultative status)。
 - 障害者の権利保障活動。平等なインクルーシブ社会の実現
 - 障害者権利条約交渉 (2001年～2006年) に日本障害フォーラム加盟団体として参画。
DPIは条約担当の委員会の事務局団体で、8回開催された国連障害者権利条約特別委員会に参加。
 - 8つの部会：地域生活、バリアフリー、インクルーシブ教育、権利擁護、雇用・労働、障害女性、国際協力、尊厳生
 - → <https://www.dpi-japan.org/>

DPIの基本的な考え方

障害者関連の制度政策に対する基本的なDPIの立場

- DPIの活動の根底にある理念
 - 障害の社会モデル／人権モデルに即した法制度の実現
 - 国際水準の人権保障＝障害者権利条約に規定されている障害者の権利の実現・保障・伸長

障害者関連の制度政策に対する基本的なDPIの立場

- 具体的には（今日のテーマである成年後見制度関連）
 - どんなに重い障害の有る人も障害のない人と平等に入所施設や病院ではなく地域で暮らせるインクルーシブ社会の実現（条約第19条関連）
 - 障害に基づく差別（障害に基づく区別・排除・制限／合理的配慮の不提供）の解消
 - 全ての人の法的能力（行為能力・権利能力）の承認とそれを支える支援体制の構築
 - 精神障害者の強制入院制度の廃止や障害の有無で分けられないインクルーシブ教育の実現

障害の社会モデル

	障害の医学モデル	障害の社会モデル
社会参加の不利 の原因	個人の機能障害	社会環境による排除 (障害との相互作用)
「障害」の評価	なくすべきもの 克服すべきもの	属性、多様性
「障害」への対策	予防、保護	インクルーシブな社会 環境づくり、差別禁止
障害者問題とは	狭義の福祉の問題	人権問題

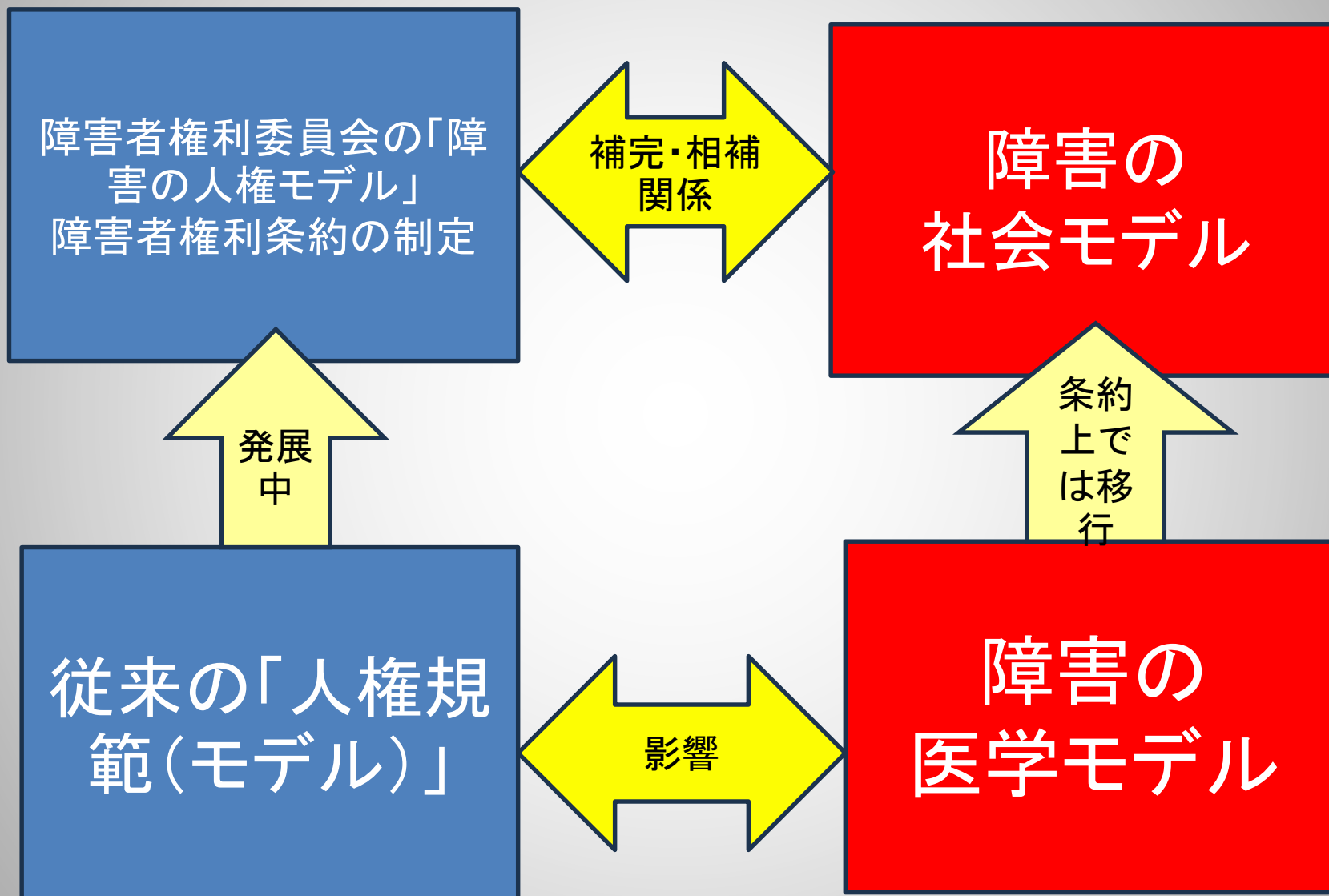
イギリス型社会モデル: 社会的不利の原因を社会環境に還元

アメリカ型社会モデル: 機能障害と社会の障壁との相互作用によって社会的不利が生じるとし、社会の障壁の除去に焦点

障害者権利委員会の「障害の人権モデル」

- 「障害の人権モデル」は、現在の障害者権利委員会による締約国報告への総括所見において使用されている中核概念。
- 障害を理由とした差別の正当化・例外規定などを厳格に禁止する概念。
- 「(障害者権利条約は)従来の人権の理論と法学に新たに挑戦する多くの実質的な規定を盛り込んでいる。最も挑戦的なのは、法律の前で平等な人として認められる権利(第12条)であり、続いて自立した地域での生活の権利(第19条)である。しかし、インクルーシブ教育の権利(第24条)、アクセシビリティ(第9条)と合理的配慮(第2条および第5条)に関連する締約国の義務は、同様に革命的」(テレジア・デゲナー)

障害の社会モデルと人権モデルの関係



「能力」の社会モデル

- 判断能力、法律行為を行う能力は一律に「できない」という線引きできるものではない。一律に線引きできる合理的根拠はない。これらの能力も社会環境によって大きく左右される。
- 支援が必要な各個別の分野や場面にピンポイントで支援する体制への転換
- 障害者権利条約では全ての人々が能力を持つことを前提とした制度作りを要請（障害者権利条約12条や同委員会一般的意見1）

では成年後見制度はどうすべきなのか。
制度の見直しに求めること

- 現行の成年後見制度は障害者の地域での自立した生活や施設や病院からの地域移行など、障害のない人との平等な権利行使に弊害となっている面があり、段階的に廃止する方向性をだすべき。
- 例えば、入所施設入所者は約20万人、入所待機者は3万人以上（これは推計）。精神科病院の入院患者数は27万人で一年以上の入院者数は17万人。平均入院日数は世界一。こうした隔離分離体制が長年継続。後見制度は隔離分離体制を強化してしまう役割を果たしてしまう恐れ。

事例

- 東京のある障害者自立生活センターで最近取り組んだ相談事例で、50歳代後半の脳性麻痺の男性が40年以上に及ぶ施設生活を終え、出身地近くで一人暮らしを始めようと決心したが成年後見人であった実弟が最後まで拒み続け、弁護士を立て裁判の末にようやく後見人を外し自立生活を実現した事例
- ある知的障害のある人が姉が後見人になってから入所施設から出られずに持ち家をとられた事例（日本障害フォーラム（JDF）が2019年5月障害者権利委員会に提出した事前質問事項用パラレルレポート41頁）。

今回の見直しに求めることは

- 制限行為能力者制度を廃止し、精神上の障害を理由とする能力の制限を正当化しない制度設計を。
- 意思決定能力／判断能力はすべての人に存在するということを前提に制度を設計しなおすべき
 - 自己決定・自己選択の権利の明記
 - 一律的な能力制限の根拠となっている「事理弁識能力」の考え方をなくすべき
 - 期間を限定した、時期や環境、状況を踏まえた個別・具体的な場面に応じて、限定された形での代理や取り消しを可能とする制度（必要最小限度に限る補充性の原則を保障）の類型に一本化すべき

参考までに韓国の特定後見
(法務省の資料より抜粋、整理したもの)

<https://www.moj.go.jp/content/001418851.pdf>

- 法定後見の一つの類型として規定。精神的制約が比較的軽い人は勿論、精神的制約はどうあれ家族や知人の支援や保護を受け日常生活を営んでいる人に唯の助力では処理しえない法的問題が生じた際その解決のために一回的または一時的に保護措置が必要な場合に利用するために設けられたもので、必要最小介入の原則に基づいた制度として評価。
- 特定後見の開始要件には、事務処理能力（事理弁識能力）の程度は要件とならない。
- 精神能力の低下が比較的軽い場合は勿論、成年後見類型に相当する事務処理能力（事理弁識能力）が欠如または不足する人であっても一時的法的保護や特定の法的決定のための支援が必要な場合には長く続けられる成年後見や限定後見ではなく特定後見を利用して処理することができ、それが終われば特定後見は終了することになる。
- 特定後見の保護措置は行為能力の制限とは無関係であり、保護措置も「一時的後援又は特定の事務に関する後援」を基本として（韓国民法14条の2第1項）、その後支援のため必要がある場合には、家庭裁判所は特定後見人に代理権を与える審判をすることもできる（同法959条の11第1項）。

成年後見制度の見直しと同時に進めるべきこと

- 障害者の自律・自己決定の権利の保障のためには、成年後見制度の見直しは意思決定支援の体制を確立・強化していくことと同時並行で行うことが必要。
- 障害者の権利を十分に理解した権利擁護のための人材を育成し、権利擁護のための公的な制度の創設。イギリスの独立意思代弁人 (IMCA) など。
- 福祉サービスの強化。日常生活自立支援事業の拡充。同事業の日常的な金銭等の管理に限定されている点などの見直し拡充や判断能力を要件としないなどの制度を改正、拡充。

成年後見制度の見直しと同時に進めるべきこと

➤ 障害にかかる欠格条項の見直し

- 2019年通常国会で、被成年後見人等を欠格条項として規定している184の法律について、一括で改正（「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」）
- 欠格条項のある法令が急増。「精神の機能の障害」欠格条項は、257本と3倍以上（前回2016年調査時75本）の増加。新しい法律は古い法律をただコピーすることが多いため、増加する傾向に。
- 一括改正法は成年後見制度の利用の妨げになるので成年被後見人等に対する欠格条項を削除しようという法律で、成年被後見人等に対する欠格条項は削除されたが、大部分が、「心身の故障」を「精神の機能の障害」と規定する欠格条項を新設したため。
- 障害ゆえに個別審査が必要だとする二重基準の規定。「業務を遂行できる」と「機能障害がある」ことは切り離して規定すべき。